

## 1. RAG会合の概要

**日程・場所:** 平成27年5月5日(火)～8日(金)(4日間)、スイス・ジュネーブで開催。

**目的:** WRC、研究委員会などのITU-R活動の運営方針について検討し、無線通信局長に助言。

**参加者:** 32カ国、無線通信局(BR)等から約60名が参加。日本からは、新田室長、桐山官(国周室)、橋本氏(NTTドコモ:SG5議長)、西田氏(NHK:SG6副議長)、河合氏(KDDI:SG4副議長)など6名が参加

## 2. 会合の主な結果

### (1) ITU-R2016-2019年運用計画案

**【背景】** 2014年全権委員会議(韓国・釜山)において承認された2016-2019年ITU戦略計画及び財政計画に沿ってBRによって作成された2016-2019年のITU-R運用計画案が審議された。

**【結果】** 地上デジタル放送への移行目標値の変更、業務運用に関するリスク分析の軽減策の見直しが行われた。また、運用計画に記載の目標値のいくつかについては国情によっては達成することは難しいため、RAGとしては実現性にコメントできない旨のテキストを運用計画案の冒頭に記載した上で理事会に提出することが合意された。

### (2) ITU-R勧告等のデータベース構築

**【背景】** 2012年のRAG第19回会合において、ITU-R勧告等を周波数や無線業務ごとに検索できるデータベースの構築がBR局長に要請された。我が国は、本活動を支援すべく2014年3月に資金拠出を行うとともに2014年のRAG第21回会合においてデータベース構築する上で考慮すべき機能を提案する寄与文書を入力するなど継続的に活動を支援してきた。本会合に対しても我が国から本データベースの利便性向上のための取組をBRに提案する寄与文書を入力した。

**【結果】** 本会合ではBRから現在のデータベースの構築の進捗状況の報告及びデータベースのデモンストレーションが行われた。また、日本の継続的な支援に対してRAG議長や各国から謝辞が述べられるとともに、日本の提案を考慮に入れて本活動を進めていくようBR局長に要請することとなった。

## 2. 会合の主な結果(続き)

### **(3) 決議ITU-R 1-6(無線通信総会(RA)、研究委員会(SG)等の作業方法)の改訂**

**【背景】** 2013年のRAG第20回会合以降、SG等の作業方法を規定する決議ITU-R1-6の見直し作業を行ってきており、前回RAG第21回会合ではコレスポンディンググループ(CG)を設置し継続的に検討が行われてきた。本会合に対してもSG5議長、中国及びCGから文書の採択・承認手続等についての見直しを提案する寄与文書が入力された。

**【結果】** 勧告、レポート、ハンドブックなど文書の性質によって適切な承認手続を取るべき等の議論を経て見直し案が承認され、RA-15へ提出されることとなった。

### **(4) 決議ITU-R 5-6(各SGの作業プログラム)の改訂**

**【背景】** 前回RAG第21回会合において韓国より研究課題の有無による研究の区別及び研究課題の無い研究の加盟国への周知方法について定めるべきとの決議ITU-R 5-6の改訂提案があり、検討を進めることとなっていた。その後のITU-R会合、APG会合での意見交換を通じ、我が国が示した改訂案に韓国側が賛同し、本会合に対し日韓共同の改訂提案を行った。

**【結果】** 本提案は決議ITU-R 5と決議ITU-R 1の記述の整合をとることにもつながるため、RA-15へ入力すべきとの結論に至った。

### **(5) 決議ITU-R 15-5(無線通信研究委員会(SG)等の議長職及び副議長職の任命及び任期)の改訂**

**【背景】** SG議長及び副議長の任期及び任命手続は決議ITU-R 15-5に記載されている一方、作業部会(WP)議長の任期及び任命手続は決議に記載されていない。そこで、韓国からWP議長の任期をSG議長及び副議長と同様(最大2会期)に限定することを決議ITU-R 15-5で規定すべきとの見解が今回会合へ入力された。

**【結果】** 韓国の見解に対して、イラン、オーストラリア、ロシア等から、WP議長は専門的知識が求められるため最適な人材がWP議長を務めるべきであり、WP議長の任命についてはSGの判断に任せるべきであり、任期を設けるのは適切ではないとの意見が表明された。また、本件の検討に資するため、BRからWP議長の在任期間、出身地域に関するデータが提供された。韓国がRA-15に本件を提案することを検討する場合には、本会合での各国からの意見を十分考慮すべきとの結論に至った。